

第24回浜田市農業委員会総会会議事録

平成29年1月24日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 原田 義一 | 2番 岡田 勝 | 3番 廣瀬 康友 | 4番 近重 良治 |
| 6番 三浦 万人 | 7番 牛尾 博美 | 8番 小川 明人 | 9番 佐々岡常喜 |
| 10番 大谷 数義 | 11番 齋藤 久行 | 12番 橋本 安延 | 13番 小谷 保雄 |
| 14番 岡本 健治 | 15番 小松原常雄 | 16番 三浦 寿紀 | 17番 狭間 延雄 |
| 18番 松山 純久 | 20番 川方 耕治 | 21番 岡堂 正顯 | 23番 原田 和義 |
| 24番 神田 進 | 25番 岡本 嗣喜 | 26番 宮崎 龍生 | 27番 渡辺 弘之 |
| 28番 大屋 幸 | 30番 三浦 博文 | 31番 岩地 正男 | 32番 野上 省三 |
| 34番 玉田 一 | 35番 埴本 徹夫 | 37番 岩田 功 | |

2. 欠席委員

| | |
|-----------|------------|
| 5番 林 秀司 | 19番 安床 俊雄 |
| 22番 三明多佳志 | 29番 渡邊 弘登 |
| 33番 佐々木京子 | 36番 徳田 マスエ |

3. 事務局出席職員 河野農地係長 柴田主任主事
久佐農業振興係 森川主任主事

会 長 おはようございます。ただいまから第 24 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、5 番林委員、19 番安床委員、22 番三明委員、29 番渡邊委員、33 番佐々木京子委員、36 番徳田委員、以上 6 名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、2 番岡田委員の方から、早退の届出が出ております。

なお、本日の議事録署名者は、26 番宮崎委員、27 番渡辺委員です。

よろしく申し上げます。

会 長 では、議事に入ります。

議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思います。

では、農用地利用集積計画について、農業委員会柴田主任主事より説明させていただきます。

事 務 局 おはようございます。事務局の柴田です。よろしく申し上げます。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、29 件 66 筆、91,576 m²となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は 1 月 26 日を予定しており、利用権設定については開始日を 2 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございました

ら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会 長 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は内田町の畑、1,018㎡です。場所は浜田市立第4中学校から約50m南西の、下内田2町内です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は26a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

2号について説明します。申請地は、資料5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は三隅町古市場の田、外1筆の田合計390㎡です。場所は浜田市立三隅小学校から約550m北の、上古市地区です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は21a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会 長 　ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

　1号、お願いします。

第6番 　(三浦 万人 委員) はい、6番三浦です。説明がありましたとおり事務局さんと現地確認しました。何ら問題はありませんので、よろしくお願いします。

　2号、お願いします。

第2番 　(岡田 勝 委員) はい、2番岡田です。事務局さんと現地確認しました。写真の通りですので、問題は無いと思います。よろしく願いいたします。

会 長 　以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

会 長 　では採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 　～挙手 多数

会 長 　ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 　続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 　それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

　農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

　1号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、高佐町の畑180㎡です。場所は県立浜田高校から約350m北東の高佐町2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設しようとするものです。生活排水は合併浄化槽を通じて水路へまた雨水等は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

続きまして2号について説明します。申請地は、資料8ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の畑516㎡です。場所は浜田三隅小学校から約1km南西の古市場中組です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に三隅道路の工事用仮設備としてセメントのプラントを建設するものです。なお、本申請は17カ月間の一時転用となっており、周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

続きまして3号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、三隅岡見の畑外2筆の畑合計2,018㎡です。場所は市立岡見小学から約50m南東の岡見中山西地区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第1種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に倉庫及び資材置き場にするもので、転用不許可の例外事由としては業務上必要な施設で集落に接続して設置される施設であるためです。他の農地への影響はないものと思われま

農地法第5条申請については、以上3件です。

会長 　　ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、お願いします。

第10番 (大谷 数義 委員) はい、10番大谷です。事務局さんと現地確認しました。写真の通りですので、問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。

2号、お願いします。

第2番 (岡田 勝 委員) はい、2番岡田です。申請地の上の方に、益田三隅道路の関係で、トンネル工事が発注されました。〇〇〇〇〇〇さんが受注されて工事に入られる訳ですが、現地にプラントを作って、作業したいということで申請ができましたので、よろしく願いいたします。

3号、お願いします。

第27番 (渡辺 弘之 委員) はい、27番渡辺です。事務局さんと現地確認しました。問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

会 長 ないようですので、採決に入りたいと思います。
第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、転用統制外 証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、転用統制外 証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料は11ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、金城町波佐の田、3,355㎡です。場所は市立波佐小学校から約4.5km南西の、波佐若生です。当該申請地は、昭和40年頃より耕作放棄され、現在は山林化しています。

転用統制外証明願は、以上1件です。

会 長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、お願いします。

第9番 (佐々岡常喜 委員) はい、9番佐々岡です。地図を見てもらうと分かりますが、山に面した農地でございまして、昭和32年頃の大水により、土砂が流れ込んだり、水路が破壊されたりで、耕作が出来なくなったということで、管理されていないのが現状です。問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

ございませんか。

会 長 転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数

会 長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農業用施設に供する届の報告をいたします

農業用施設に供する届とは、自己の所有する農地を農道、ため池や、200 m²未満の畜舎、農業用倉庫などの農業用施設に転用する場合、第4条転用許可を受けなくても農地転用できるというものです。

1号について説明します。資料13ページ、図面番号⑦をご覧ください。届出地は、周布町の畑、600 m²の内63.76 m²です。場所は、周布郵便局から約650m南東の、周布1町内です。この届けは、届出地に農機具倉庫兼農作物選別選果作業所を建設するというものです。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

ございませんか。

会 長 では報告を終わります。

会 長 その他事務局からありましたらお願いします。

事 務 局 別添、事務連絡をご覧ください。

1点目は「遊休農地研修会」についてです。別添の資料をご覧ください。2月17日（金）、大田市のあすてらすホールにおいて、島根県農業会議主催による遊休農地解消実践研修会が開催されます。参加を希望される方は、急ではありますが、挙手願います。ちなみに出席状況ですが昨年は4人でしたが、2年前には14人参

加していただいております。当日はバスを押さえてあります。9時30分から10時くらいを予定していますが、こども美術館の駐車場を出発したいと考えています。

この場で決めかねる方は後日でもいいので参加をお願いします。

2点目は農地利用意向調査についてです。

平成28年度の利用意向調査を11月までに発送することになっていますが年末の12月28日に発送しました。

これにより事務局に問い合わせが色々ありました。

多いのは、前の時と同様に草は定期的に刈っているとかが多く、また、印象では今回は耕作しているというのが多かったです。

委員の皆様には迷惑がかからない様に対応したつもりですが、説明の中ではどうしても誰が確認したか言わざるをえない場合もあり、名前をだした場合もあります。

委員の皆様にも問い合わせ等があったかもしれませんがご理解ください。

先程も言いましたが、意向調査は一度した地番はしなくていいことになっていきますので、今回はあまり出ないかと予想しておりましたが、以外に多く新規発生した形となりました。

事務局からは以上です。

会 長 そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。

ほかにありませんか。

以上を持ちまして、第24回総会を終了します。

終了 午前10時15分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員